

# 表示違反に対する措置・罰則等

## ▶ 食品表示法における措置・罰則等

すべての食品を扱う事業者は、食品の表示に関する義務を負うことになり、それに違反した場合は、食品表示法に基づき、指導・指示・命令などに従わなければならない。これに従わない場合等には、事業者名の公表とともに、次の罰則が科せられる。

次ページ参照

## ▶ その他の法律における措置・罰則等

### 牛トレー サビリティ法

販売業者等に対し、必要な報告、立入検査、さらに個体識別番号の表示が遵守されていない場合、勧告・命令でき、命令に従わない場合、30万円以下の罰金。

### 景表法

不当表示等の違反行為者に対し、行為の取り止め、再発防止等の措置命令を発し、これに違反した場合、2年以下の懲役又は300万円以下（法人：3億円以下）の罰金。平成28年度から課徴金制度を導入。また、令和6年10月から、確約手続きが導入されたほか、優良誤認表示・有利誤認表示をした場合、100万円以下の罰金が科される直罰規定を新設。

### 不正競争防止法 強制捜査や詐欺罪の 適用もありうる

不正競争防止法の違反者（例：原産地等を偽装して食肉を販売した者）は、5年以下の懲役500万円以下の罰金（又はその両方）の処罰に加え、業務の主体たる法人にも3億円以下の罰金。

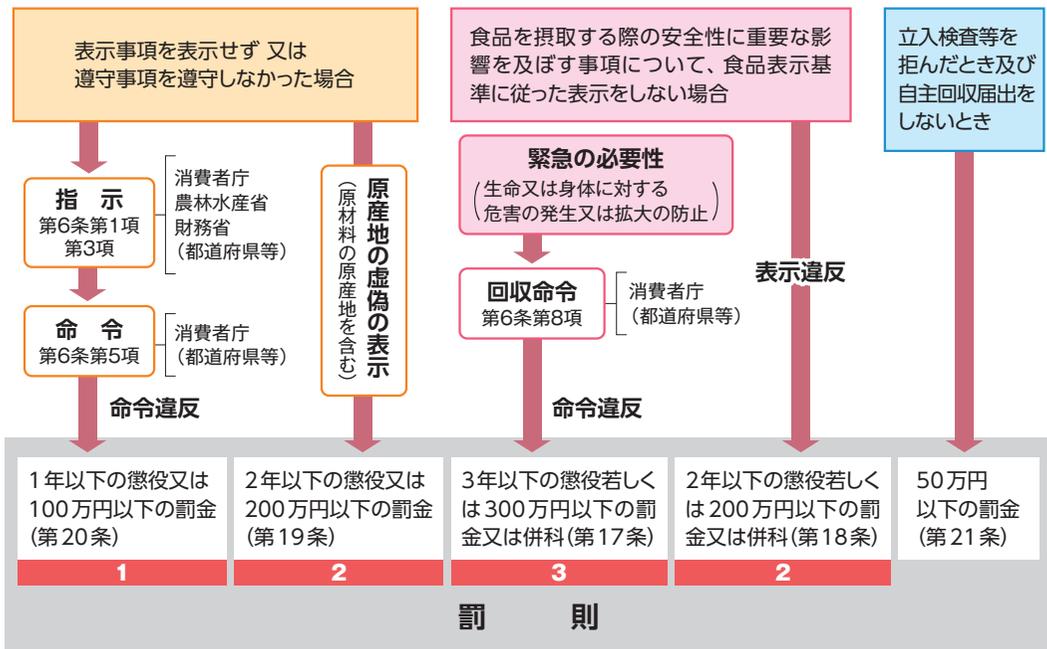
## 食品表示法違反に対する措置・罰則等

### 立入検査等

- 内閣総理大臣…………… 立入検査、報告徴収、物件提出、収去（第8条第1項）
- 農林水産大臣（酒類以外の食品） …… 立入検査、報告徴収、物件提出、（第8条第2項）等
- 財務大臣（酒類）…………… 立入検査、報告徴収、物件提出、（第8条第3項）

※権限の委任 内閣総理大臣→消費者庁長官、都道府県知事、指定都市の長、保健所設置市の長、特別区の長  
 農林水産大臣→地方支部局長、都道府県知事、指定都市の長  
 財務大臣→国税庁長官、地方支部局長

### 指示命令



**1** 表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しなければ、行政機関からの指示・命令が出され、この命令に従わない場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。

**2** 原産地の偽装表示、食品を摂取する際の安全性に関する表示の違反については、直罰（行政機関による指示・命令の措置なしに）の対象となり、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科せられる。

**3** 消費者の生命、身体に危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があるときは、回収等命令が発せられ、これに従わない場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる。